

第6期
宮崎県障がい福祉計画
(第2期 宮崎県障がい児福祉計画)

素案

令和3年3月

宮崎県

目 次

- 1 宮崎県障がい福祉計画（宮崎県障がい児福祉計画）の基本理念等・・・ 1
 - (1) 趣旨・目的
 - (2) 基本理念・目標
 - (3) 県障がい福祉計画の期間及び見直しの時期
 - (4) 区域の設定

- 2 令和5年度（2024年3月末）の数値目標の設定・・・ 3
 - (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
 - (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - (3) 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実
 - (4) 福祉施設から一般就労への移行等
 - (5) 障がい児支援の提供体制の整備等
 - (6) 相談支援体制の充実・強化等
 - (7) 障害福祉サービス等の質の向上

- 3 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び障害児支援の必要見込量並びにその確保のための方策・・・ 12
 - (1) 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び障害児支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - (2) 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び障害児支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

- 4 指定障害福祉サービス等の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置・・・ 38
 - (1) サービス提供に係る人材の研修
 - (2) 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価
 - (3) 障がい者等に対する虐待の防止

- 5 障がい者の安全・安心の確保及び生活の質の向上に資するための取組・・・ 39
 - (1) 障がい者等に対する虐待の防止（再掲）
 - (2) 意思決定支援の促進
 - (3) 障がい者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
 - (4) 障がいを理由とする差別の解消の促進
 - (5) 施設等における防犯・防災対策の充実・強化
 - (6) 共生型サービスへの積極的な対応促進
 - (7) 障害福祉サービス等の情報公表制度の活用

6	県地域生活支援事業の実施に関する事項	41
	(1) 専門性の高い相談支援事業	
	(2) 専門性の高い意志疎通支援を行う者の養成研修事業	
	(3) 専門性の高い意志疎通支援を行う者の派遣事業	
	(4) 広域的な支援事業	
7	県障がい福祉計画の達成状況の点検及び評価	45

◎ 資料

1	国の基本指針	48
	(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	
	(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
	(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	
	(4) 福祉施設から一般就労への移行等	
	(5) 障害児支援の提供体制の整備等	
	(6) 相談支援体制の充実・強化等	
	(7) 障害福祉サービス等の質の向上	
2	指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び 障害児支援の種類ごとの数値目標の設定の考え方	52
3	指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び 障害児支援の事業内容	55
4	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) (抄)	59
5	児童福祉法 (昭和22年法律第164号) (抄)	61

◎ 「障がい」の表記について

この計画では、法令の名称、法令で規定されている用語及び施設並びに団体の名称で「障害」と漢字表記されている場合を除き、ひらがなの「がい」を用いています。

1 宮崎県障がい福祉計画（宮崎県障がい児福祉計画）の基本理念等

(1) 趣旨・目的

県では、これまで、障がい者や障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な障害福祉サービス等が地域において計画的に提供されるよう、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第89条の規定に基づき、国の基本指針に即して、障がい福祉計画を策定し、障がい者施策の推進を図ってきたところです。

平成25年に施行された障害者総合支援法においては、障がい者等が日常生活又は社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと並びに社会的障壁の除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならないことを基本理念として掲げるとともに、障害福祉サービスの対象となる障がい者の範囲の見直し等が行われました。

また、平成28年に公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に障害児福祉計画の策定が義務付けられました。

本計画は、第5期計画の計画期間（平成30年度～平成32年度）が満了することに伴い、こうした障害者総合支援法及び児童福祉法の改正やこれまでの計画の実績及び地域の実情等を踏まえて新たな目標等を定め、障害福祉サービス等を提供するための体制の確保等が計画的に図られるようにすることを目的として、第6期宮崎県障がい福祉計画及び第2期宮崎県障がい児福祉計画を一体として策定します。

(2) 基本理念・目標

この計画は、宮崎県障がい者計画（平成31年3月策定）における障害福祉サービスの整備等に係る実施計画として位置付けています。

したがって、本県においては、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨を十分に踏まえながら、宮崎県障がい者計画に基づく基本理念・目標を設定します。

「障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、地域でともに生きる社会づくり」

この計画では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが基本的人権を享有するかけがえのない個人として、人情味にあふれ、ぬくもりのある県民性を生かしてお互いに人格と個性を尊重し合い、身近な地域でともに支え合いながら、心ゆたかに生活できる共生社会を創ることを基本目標とします。

(3) 県障がい福祉計画の期間及び見直しの時期

計画期間：令和3年度（2021年4月）から令和5年度（2024年3月）まで

なお、計画に盛り込んだ目標等については、定期的の実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら分析及び評価を行い、必要に応じて計画期間中に計画を見直すこととします。

(4) 区域の設定

指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び障害児支援の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域については、宮崎県障がい者計画において設定している障がい保健福祉圏域とします。

障がい保健福祉圏域	市町村	人口(人) (令和2年4月1日現在)
宮崎東諸県 1市2町	宮崎市、国富町、綾町	422,518
日南串間 2市	日南市、串間市	67,459
都城北諸県 1市1町	都城市、三股町	185,370
西諸県 2市1町	小林市、えびの市、高原町	69,796
西都児湯 1市5町1村	西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町	96,626
日向入郷 1市2町2村	日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町	85,739
宮崎県北部 1市3町	延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	137,100
計（7圏域、26市町村「9市14町3村」）		1,064,608

※人口の計は市町村の積み上げ人口であり、宮崎県の推計人口（1,065,444人）とは一致していません。

2 令和5年度（2024年3月末）の数値目標の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

《数値目標》

事 項	目標値	備 考
現入所者数(A)	1, 634人	令和元年度末時点の数
目標年度入所者数(B)	1, 608人	令和5年度末時点(※)の見込み数
削減見込み目標値(C)	26人	(A) - (B)の値
地域移行目標数	98人	施設入所からグループホーム等への移行者数

※ 2024年3月末時点

《取組方法等》

① 施設等から地域生活への移行の推進

共生社会の実現に寄与することを目指し、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、障害福祉サービス等の推進や地域自立支援協議会等を活用した地域における支援体制づくりを進めていくことにより、入所等から地域生活への移行を推進します。

また、施設や指定相談支援事業者等の関係機関と連携し、地域生活移行の趣旨に関する説明や啓発を行っていくとともに、サービス等利用計画の作成を通じて明らかとなった利用者のニーズを踏まえて、地域生活移行に向けた個別支援計画の充実及び地域相談支援の利用促進を図ります。

② 社会参加の促進

- ・ 情報伝達（コミュニケーション）手段の確保のため、障がい者への情報提供の充実、点訳・朗読奉仕員の養成、手話通訳者・要約筆記者の養成・派遣などを行います。
- ・ 重度の視覚障がい等のある人の外出する機会を確保するため、ガイドヘルパーの質の向上に努めます。また、盲導犬等の身体障がい者補助犬の給付等に取り組むとともに、公共施設や民間施設などにおける身体障がい者補助犬の受け入れに関する普及啓発を行います。
- ・ 盲ろう者の社会参加を促進するため、コミュニケーション支援及び移動介助の技術を習得した通訳・介助員の養成・派遣を行います。

《各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数》

《数値目標》

	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
必要入所定員総数	1,625人分	1,616人分	1,608人分

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

《数値目標》

事 項	目標値	考え方	
退院後 1 年以内 の地域における 生活日数の平均	平成 28 年度 (2016 年度)	300 日	平成 28 年 3 月の精神病床からの退 院者の平均生活日数
	令和 5 年度 (2023 年度)	316 日	令和 5 年 3 月の精神病床からの退 院者の平均生活日数
入院後 3 か月時 点の退院率	平成 29 年度 (2017 年度)	60.6 %	平成 29 年 3 月に入院した患者の入 院後 3 か月時点の退院率
	令和 5 年度 (2023 年度)	69.0 %	令和 5 年 3 月に入院した患者の入 院後 3 か月時点の退院率
入院後 6 か月時 点の退院率	平成 29 年度 (2017 年度)	75.4 %	平成 29 年 3 月に入院した患者の入 院後 6 か月時点の退院率
	令和 5 年度 (2023 年度)	86.0 %	令和 5 年 3 月に入院した患者の入 院後 6 か月時点の退院率
入院後 1 年時 点の退院率	平成 29 年度 (2017 年度)	82.3 %	平成 29 年 3 月に入院した患者の入 院後 1 年時点の退院率
	令和 5 年度 (2023 年度)	92.0 %	令和 5 年 3 月に入院した患者の入 院後 1 年時点の退院率
入院期間 1 年以 上の長期入院患 者数の減少 (入院患者数)	平成 29 年度 (2017 年度末)	65 歳未満 1,003 人 65 歳以上 2,214 人	平成 29 年度末時点の 1 年以上の長 期入院患者数
	令和 5 年度 (2023 年度末)	65 歳未満 未設定 65 歳以上 未設定	令和 5 年度末時点の 1 年以上の長期 入院患者数 (国の推計式により設定)

《取組方法等》

① 地域移行・地域定着の推進

- 障がい保健福祉圏域に設置している「精神障がい者地域移行支援協議会」と、県レベルの協議の場として設置している「宮崎県障がい者自立支援協議会精神障がい者部会」が重層的に連携し、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉等による支援体制の構築に努めます。
- 入院後できる限り早い段階から、精神障がい者の意向等を踏まえて、市町村や障がい福祉サービス事業所と連携した退院支援が行われるよう、病院スタッフへの理解・促進を図ります。

- ・ 精神障がい者が、自らの疾患や病状について正しく理解し、退院に向けた意欲を持てるよう、病院スタッフの働きかけとともに、ピアサポート（当事者による支援）の活用などによる退院支援を促進します。
- ・ 精神障がい者の地域生活への移行及び地域定着に向けた適切な支援体制を確保するため、精神保健福祉医療分野に限らず、支援に従事する者等に対する研修を行います。

② 地域生活の支援

- ・ 退院後の精神障がい者が、地域で福祉サービスを受けながら適切な医療を受け、安心して地域生活を送ることができるよう、医療機関と連携して病状の悪化や再発に迅速かつ適切に対応する等の体制整備に努めます。
- ・ 高齢者の地域生活への移行に当たっては、介護保険制度による対応も考慮し、地域包括支援センター等関係機関との連携を図ります。
- ・ アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、地域の様々な関係機関と連携しながら、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修や、相談機関及び医療機関の周知等に取り組みます。
- ・ 地域生活を支える支援団体・当事者団体の育成や組織化を図るため、宮崎県精神保健福祉連絡協議会を通じて、家族会や断酒会等への支援を行います。

(3) 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実

《数値目標》

事 項	目標値	備 考
地域生活支援拠点等の設置箇所数	全市町村に設置	令和5年度末(2024年3月末)までに全市町村に設置
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	年1回以上	

《取組方法等》

地域生活支援拠点等の整備については、地域レベルでの取組の基礎とするため、各市町村又は各圏域において、地域の課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくかについて、利用者の障害福祉サービス等のニーズ、既存の障害福祉サービス等の整備状況、基幹相談支援センターの設置の有無等各地域における個別の状況に応じ、地域自立支援協議会等の場を通じた検討を進めていきます。

また、県では、地域生活支援拠点等の整備に向け、市町村等に対して研修会

等を継続して開催するとともに基幹相談支援センターの相談支援専門員等で構成するアドバイザー派遣等の支援を行います。

さらに、障害者やその家族等の生活を地域全体で支える中核としての役割を担うに相応しい体制を整備する必要があるため、地域生活支援拠点等が整備された後も、地域のニーズや課題に 대응されているか、機能の水準や充足状況は十分であるかについて継続的に検証及び検討を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

《数値目標》

事 項	基準値 (R元年度末) (2020年3月末)	目標値 (R5年度末) (2024年3月末)
① 年間一般就労移行者数	214人	272人
② 就労移行支援事業の年間一般就労移行者数	92人	120人
③ 就労継続支援A型事業の年間一般就労移行者数	57人	72人
④ 就労継続支援B型事業の年間一般就労移行者数	49人	61人
⑤ 就労定着支援事業の利用者数	102人	191人
⑥ 就労定着支援事業の就労定着率	9割	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

《活動指標》

事 項	数 値
① 就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者数	253人
② 一般就労移行者のうち職業訓練を受講する利用者数	27人
③ 公共職業安定所による支援を受ける利用者数	332人
④ 一般就労移行者のうち障害者就業・生活支援センターによる支援を受ける利用者数	131人
⑤ 公共職業安定所の支援を受けて就職する利用者数	177人

《取組方法等》

◎ 一般就労支援施策の充実

① 普及啓発の推進

障がい者の雇用に関する理解を深めるため、障がい者雇用コーディネーターや特別支援学校職員及び自立支援推進員等による事業所訪問など、関係機関と連携しながら、あらゆる機会をとらえて普及啓発に取り組みます。

また、毎年9月を「障がい者雇用支援月間」とし、宮崎労働局や独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構宮崎支部と連携して、障がい者雇用優良事業所及び優秀勤労障がい者の表彰式を開催するとともに、企業向けセミナーの開催や啓発資料の作成・配布など、企業や一般県民に対する普及啓発を推進します。

② 求人開拓や就職相談、職場定着指導の推進

一般就労を希望する障がい者の就職活動を支援するため、公共職業安定所などの関係機関と連携しながら、障害者就業・生活支援センターによる求人開拓や就職相談、職場定着指導を行います。

また、特別支援学校の一般就労希望者に対しては特別支援学校職員及び自立支援推進員による職場実習及び就職先の開拓や就職後の職場定着支援を行います。

③ 障がい者の態様に応じたきめ細かで多様な職業訓練等の推進

- ・ 企業や民間教育訓練機関等に委託して効果的な職業訓練の実施や在宅就労を希望する障がい者に対する支援など、障がい者の態様に応じた多様な職業訓練を推進します。
- ・ 関係機関とも連携を図り、就職（一般就労）を希望する障がい者については、その障がいの特性に応じたきめ細かな職業訓練を支援します。

④ 在宅障がい者への就労支援

上記③の職業訓練のほかにも、通勤困難な障がい者の在宅での一般就労を支援するため、インターネットを活用した在宅での研修を実施します。

⑤ 就職機会の拡大

障がい者の就職機会の増大を図るため、就職を希望する障がい者と求人事業所による就職合同面接会を、公共職業安定所と協力して開催します。

⑥ 障がい者福祉施設における就労系サービスの充実

- ・ 障がい者の一般就労を促進するために就労系サービス（就労移行支援事業、就労継続支援事業）の充実を図り、必要な訓練、企業における実

習、職場開拓、職場定着のための支援などを実施します。

- ・ また、就労定着支援事業の整備により、就労に伴う環境の変化に伴う生活面の課題を解決するための支援を実施します。

⑦ 特別支援教育における取組の推進

特別な教育的支援が必要な子どもの将来の自立と社会参加に向けて、キャリア教育を推進するとともに一般就労を目指して、知識・技能やコミュニケーション能力・社会性が向上するよう子どもの発達段階に応じた体験的な活動や作業学習、職場見学・現場実習など職業教育の充実を図ります。

⑧ 関係機関との連携強化

労働・福祉・教育の各分野の行政機関や企業・事業所、障がい者就労支援機関、障がい者福祉施設、学校、障がい者団体等で構成する「宮崎県障がい者雇用促進協議会」を設置しており、障がい者の就労促進のための施策等について検討を行い、官民一体となってその推進を図ります。

◎ 一般就労が困難な障がい者への就労支援

一般就労することが困難な障がい者に対し、就労継続支援事業や地域生活支援センター等を通して、就労の機会や生産活動の機会の提供を行うとともに、その内容の充実を図ります。

また、障がい者の工賃向上を図るため、農福連携の推進や経営の専門家による事業所に対する個別指導、研修会の開催、事業所製品の共同販売の実施などに取り組みます。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

《数値目標》

事 項	基準値 (R元年度末) (2020年3月末)	目標値 (R5年度末) (2024年3月末)	備 考
児童発達支援センターの数	13箇所	15箇所	令和5年度末までに各圏域又は各市町村に少なくとも1箇所以上設置
保育所等訪問支援事業所の数	30箇所	33箇所	令和5年度末までに全市町において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数	児童発達支援 11箇所 放課後等デイサービス 10箇所	児童発達支援事業所 12箇所 放課後等デイサービス 11箇所	令和5年度末までに各圏域又は各市町村に少なくとも1箇所以上確保
医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの数	県 1箇所 市町村 7箇所 (圏域設置を含む)	県 1箇所 市町村 10箇所 (圏域設置を含む)	令和5年度末までに県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア時支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置
コーディネーター数	1人	21人	

《取組方法等》

① 地域の中核的機能を持った児童発達支援センターの育成

事業所への指導・助言、職員の研修など、専門的機能の強化を図り、地域の児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援事業所等と緊密な連携を図り、重層的な地域支援体制の中核となる児童発達支援センターの育成に努めます。

② 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の整備

保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校や放課後児童クラブ

等との協働を推進するため、保育所等訪問支援などを活用した関係各機関の協力体制の構築に努めます。

③ 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

保育、保健医療、教育等の関係機関と連携しながら、児童発達支援センターや特別支援学校等を活用した、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進め、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ります。

④ 事業所の専門的機能強化のための支援

事業所の看護師等を対象とした研修を実施するなど、重症心身障がい児や医療的ケア児支援に当たる職員の知識及び技術の高度化を推進するとともに、市町村と連携して地域における課題の整理や地域資源の開発等を進め、専門的機能を持った事業所の充実を図ります。

⑤ 医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が、心身の状況に応じて保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各分野の必要な支援を受けられるよう、各関係機関による協議の場を設置し、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、総合的な支援体制の構築を図ります。

また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、保育所、学校等の各関係機関の支援を調整する相談支援専門員等をコーディネーターとして養成し、各圏域での配置を目指します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

《数値目標》

事 項	目標値	備 考
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施市町村数	全市町村で実施	

《取組方法等》

共生社会の実現に寄与することを目指して、各市町村又は各圏域において、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施が可能となるよう市町村等に対して基幹相談支援センターの相談支援専門員等で構成するアドバイザー派遣等の支援を行う。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

《数値目標》

事 項	目 標 値	備 考
指導監査結果の関係市町村との共有	全市町村と共有	

《取組方法等》

県の指導監査結果を関係市町村と共有することで、適正な運営を行っている事業所の確保を図ります。

3 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び障害児支援の必要見込量並びにその確保のための方策

(1) 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び障害児支援の種類ごとの必要な量の見込み

《数値目標》

障がい保健福祉圏域名；県内全域

○訪問系サービス

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	58,008 時間分 2,129 人	60,366 時間分 2,215 人	62,787 時間分 2,300 人

○日中活動系サービス

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
生活介護	67,618 人日分 3,318 人	69,010 人日分 3,376 人	70,468 人日分 3,437 人
自立訓練（機能訓練）	1,153 人日分 55 人	1,206 人日分 58 人	1,238 人日分 58 人
自立訓練（生活訓練）	3,165 人日分 187 人	3,379 人日分 196 人	3,544 人日分 202 人
就労移行支援	7,046 人日分 412 人	7,472 人日分 435 人	7,809 人日分 452 人
就労継続支援（A型）	19,061 人日分 1,033 人	20,307 人日分 1,094 人	21,633 人日分 1,160 人
就労継続支援（B型）	53,136 人日分 2,930 人	55,529 人日分 3,056 人	58,021 人日分 3,183 人
就労定着支援	136 人	146 人	159 人
療養介護	321 人	327 人	331 人
短期入所（福祉型）	4,465 人日分 718 人	4,732 人日分 754 人	4,908 人日分 781 人
短期入所（医療型）	650 人日分 118 人	727 人日分 131 人	808 人日分 142 人

○居住系サービス

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
自立生活援助	53人	65人	85人
共同生活援助	1,382人	1,456人	1,535人
施設入所支援	1,722人	1,716人	1,707人
地域生活支援拠点等 (設置箇所数と検証・検討の実施回数)	20箇所 20回	23箇所 23回	26箇所 26回

○相談支援

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
計画相談支援	2,948人	3,084人	3,232人
地域移行支援	28人	37人	48人
地域定着支援	55人	71人	91人

○障害児通所支援・障害児入所支援・障害児相談支援等

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
児童発達支援	12,324 人日分 985人	13,313 人日分 1,063人	14,327 人日分 1,142人
医療型児童発達支援	112 人日分 10人	112 人日分 10人	120 人日分 12人
放課後等デイサービス	38,346 人日分 2,602人	41,692 人日分 2,818人	45,314 人日分 3,051人
保育所等訪問支援	709 人日分 297人	823 人日分 341人	946 人日分 387人
居宅訪問型児童発達支援	64 人日分 15人	73 人日分 19人	84 人日分 24人
福祉型児童入所支援	113人	113人	113人
医療型児童入所支援	44人	44人	44人
障害児相談支援	2,338人	2,612人	2,913人
医療的ケア児に対する関連分野 の支援を調整するコーディネー ターの配置人数	9人配置	11人配置	21人配置

※ 人日分 = (月間の利用人員数) × (1人1月当たりの平均利用日数)

※ 上記の数値は1月当たりの必要見込量

○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

区分		令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
精神障がいの地域移行支援		26人	30人	36人
精神障がいの地域定着支援		47人	59人	72人
精神障がいの共同生活援助		318人	340人	364人
精神障がいの自立生活援助		40人	47人	56人
精神病床からの退院後の 行き先別の退院患者	在宅	2,800人	2,800人	2,800人
	障害福祉施設	135人	135人	135人

※ 上記の数値は1年当たりの必要見込量

《数値目標》

障がい保健福祉圏域名：宮崎東諸県

○訪問系サービス

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	26,053 時間分 864 人	27,187 時間分 897 人	28,376 時間分 932 人

○日中活動系サービス

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
生活介護	19,469 人日分 1,079 人	19,872 人日分 1,101 人	20,283 人日分 1,123 人
自立訓練（機能訓練）	428 人日分 24 人	445 人日分 25 人	464 人日分 26 人
自立訓練（生活訓練）	892 人日分 57 人	943 人日分 59 人	1,008 人日分 61 人
就労移行支援	3,646 人日分 225 人	3,717 人日分 229 人	3,789 人日分 233 人
就労継続支援（A型）	10,332 人日分 564 人	10,937 人日分 594 人	11,576 人日分 626 人
就労継続支援（B型）	16,214 人日分 1,003 人	16,888 人日分 1,047 人	17,588 人日分 1,087 人
就労定着支援	45 人	50 人	55 人
療養介護	103 人	106 人	108 人
短期入所（福祉型）	1,621 人日分 318 人	1,695 人日分 332 人	1,772 人日分 347 人
短期入所（医療型）	363 人日分 74 人	407 人日分 81 人	457 人日分 89 人

○居住系サービス

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
自立生活援助	31人	38人	48人
共同生活援助	367人	395人	425人
施設入所支援	468人	468人	467人
地域生活支援拠点等 (設置箇所数と検証・検討の実施回数)	3箇所 3回	3箇所 3回	3箇所 3回

○相談支援

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
計画相談支援	1,221人	1,263人	1,306人
地域移行支援	6人	9人	12人
地域定着支援	12人	18人	26人

○障害児通所支援・障害児入所支援・障害児相談支援等

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
児童発達支援	3,001人日分 191人	3,141人日分 201人	3,269人日分 210人
医療型児童発達支援	16人日分 2人	16人日分 2人	16人日分 2人
放課後等デイサービス	16,347人日分 1,167人	18,008人日分 1,286人	19,837人日分 1,417人
保育所等訪問支援	77人日分 24人	83人日分 27人	89人日分 30人
居宅訪問型児童発達支援	10人日分 2人	15人日分 3人	20人日分 4人
福祉型児童入所支援	28人	28人	28人
医療型児童入所支援	19人	19人	19人
障害児相談支援	1,489人	1,666人	1,865人
医療的ケア児に対する関連分野 の支援を調整するコーディネー ターの配置人数	2人配置	2人配置	3人配置

※ 人日分＝(月間の利用人員数)×(1人1月当たりの平均利用日数)

※ 上記の数値は1月当たりの必要見込量

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
精神障がい者の地域移行支援	3人	4人	5人
精神障がい者の地域定着支援	7人	11人	16人
精神障がい者の共同生活援助	129人	139人	149人
精神障がい者の自立生活援助	24人	28人	32人

※ 上記の数値は1年当たりの必要見込量

《数値目標》

障がい保健福祉圏域名；日南串間

○訪問系サービス

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	659 時間分 53 人	720 時間分 57 人	782 時間分 61 人

○日中活動系サービス

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
生活介護	5,207 人日分 239 人	5,295 人日分 243 人	5,382 人日分 247 人
自立訓練（機能訓練）	65 人日分 3 人	65 人日分 3 人	65 人日分 3 人
自立訓練（生活訓練）	243 人日分 13 人	283 人日分 15 人	323 人日分 17 人
就労移行支援	320 人日分 16 人	380 人日分 19 人	440 人日分 22 人
就労継続支援（A型）	1,051 人日分 54 人	1,109 人日分 57 人	1,168 人日分 60 人
就労継続支援（B型）	4,199 人日分 213 人	4,393 人日分 223 人	4,587 人日分 233 人
就労定着支援	4 人	5 人	6 人
療養介護	35 人	36 人	37 人
短期入所（福祉型）	159 人日分 19 人	174 人日分 21 人	190 人日分 23 人
短期入所（医療型）	22 人日分 4 人	22 人日分 4 人	22 人日分 4 人

○居住系サービス

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
自立生活援助	2人	2人	3人
共同生活援助	142人	148人	154人
施設入所支援	163人	161人	160人
地域生活支援拠点等 (設置箇所数と検証・検討の実施回数)	2箇所 2回	2箇所 2回	2箇所 2回

○相談支援

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
計画相談支援	145人	153人	161人
地域移行支援	3人	4人	5人
地域定着支援	2人	3人	4人

○障害児通所支援・障害児入所支援・障害児相談支援等

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
児童発達支援	588人日分 34人	620人日分 36人	656人日分 38人
医療型児童発達支援	27人日分 2人	27人日分 2人	27人日分 2人
放課後等デイサービス	2,449人日分 142人	2,494人日分 145人	2,558人日分 149人
保育所等訪問支援	64人日分 17人	76人日分 20人	88人日分 23人
居宅訪問型児童発達支援	17人日分 2人	17人日分 2人	17人日分 2人
福祉型児童入所支援	7人	7人	7人
医療型児童入所支援	3人	3人	3人
障害児相談支援	51人	56人	60人
医療的ケア児に対する関連分野 の支援を調整するコーディネー ターの配置人数	0人配置	0人配置	2人配置

※ 人日分 = (月間の利用人員数) × (1人1月当たりの平均利用日数)

※ 上記の数値は1月当たりの必要見込量

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
精神障がい者の地域移行支援	4人	4人	4人
精神障がい者の地域定着支援	2人	2人	2人
精神障がい者の共同生活援助	2人	2人	2人
精神障がい者の自立生活援助	2人	2人	2人

※ 上記の数値は1年当たりの必要見込量

《数値目標》

障がい保健福祉圏域名：都城北諸県

○訪問系サービス

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	10,755 時間分 445 人	11,233 時間分 465 人	11,718 時間分 485 人

○日中活動系サービス

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
生活介護	10,446 人日分 518 人	10,595 人日分 521 人	10,749 人日分 524 人
自立訓練（機能訓練）	53 人日分 3 人	53 人日分 3 人	53 人日分 2 人
自立訓練（生活訓練）	606 人日分 36 人	647 人日分 37 人	687 人日分 38 人
就労移行支援	929 人日分 52 人	1,012 人日分 56 人	1,096 人日分 60 人
就労継続支援（A型）	2,629 人日分 136 人	2,823 人日分 144 人	3,020 人日分 152 人
就労継続支援（B型）	9,046 人日分 487 人	9,676 人日分 517 人	10,310 人日分 547 人
就労定着支援	37 人	38 人	39 人
療養介護	49 人	50 人	51 人
短期入所（福祉型）	976 人日分 174 人	1,010 人日分 176 人	1,051 人日分 179 人
短期入所（医療型）	92 人日分 11 人	101 人日分 12 人	111 人日分 13 人

○居住系サービス

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
自立生活援助	1人	1人	1人
共同生活援助	213人	228人	243人
施設入所支援	275人	275人	275人
地域生活支援拠点等 (設置箇所数と検証・検討の実施回数)	2箇所 2回	2箇所 2回	2箇所 2回

○相談支援

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
計画相談支援	605人	643人	681人
地域移行支援	2人	3人	4人
地域定着支援	28人	33人	38人

○障害児通所支援・障害児入所支援・障害児相談支援等

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
児童発達支援	3,429人日分 315人	3,898人日分 353人	4,397人日分 392人
医療型児童発達支援	2人日分 1人	2人日分 1人	2人日分 1人
放課後等デイサービス	7,760人日分 524人	8,548人日分 568人	9,398人日分 612人
保育所等訪問支援	429人日分 169人	501人日分 192人	581人日分 216人
居宅訪問型児童発達支援	2人日分 1人	2人日分 1人	2人日分 1人
福祉型児童入所支援	39人	39人	39人
医療型児童入所支援	7人	7人	7人
障害児相談支援	377人	424人	473人
医療的ケア児に対する関連分野 の支援を調整するコーディネー ターの配置人数	1人配置	1人配置	1人配置

※ 人日分＝（月間の利用人員数）×（1人1月当たりの平均利用日数）

※ 上記の数値は1月当たりの必要見込量

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
精神障がい者の地域移行支援	2人	2人	2人
精神障がい者の地域定着支援	26人	31人	35人
精神障がい者の共同生活援助	57人	61人	66人
精神障がい者の自立生活援助	2人	2人	2人

※ 上記の数値は1年当たりの必要見込量

《数値目標》

障がい保健福祉圏域名：西諸県

○訪問系サービス

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	1,746 時間分 88 人	1,776 時間分 89 人	1,796 時間分 89 人

○日中活動系サービス

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
生活介護	5,568 人日分 284 人	5,607 人日分 286 人	5,627 人日分 287 人
自立訓練（機能訓練）	14 人日分 1 人	14 人日分 1 人	14 人日分 1 人
自立訓練（生活訓練）	372 人日分 19 人	389 人日分 20 人	389 人日分 20 人
就労移行支援	279 人日分 15 人	296 人日分 16 人	315 人日分 17 人
就労継続支援（A型）	348 人日分 20 人	399 人日分 23 人	466 人日分 27 人
就労継続支援（B型）	3,412 人日分 197 人	3,496 人日分 202 人	3,547 人日分 205 人
就労定着支援	8 人	8 人	9 人
療養介護	16 人	17 人	17 人
短期入所（福祉型）	444 人日分 37 人	470 人日分 39 人	470 人日分 39 人
短期入所（医療型）	12 人日分 1 人	12 人日分 1 人	13 人日分 1 人

○居住系サービス

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
自立生活援助	1人	1人	3人
共同生活援助	130人	133人	137人
施設入所支援	167人	166人	163人
地域生活支援拠点等 (設置箇所数と検証・検討の実施回数)	3箇所 3回	3箇所 3回	3箇所 3回

○相談支援

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
計画相談支援	148人	152人	160人
地域移行支援	4人	5人	7人
地域定着支援	1人	2人	3人

○障害児通所支援・障害児入所支援・障害児相談支援等

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
児童発達支援	1,611人日分 178人	1,728人日分 190人	1,845人日分 202人
医療型児童発達支援	0人日分 0人	0人日分 0人	0人日分 0人
放課後等デイサービス	2,393人日分 184人	2,569人日分 196人	2,694人日分 208人
保育所等訪問支援	94人日分 62人	110人日分 73人	126人日分 84人
居宅訪問型児童発達支援	1人日分 2人	2人日分 4人	3人日分 6人
福祉型児童入所支援	14人	14人	14人
医療型児童入所支援	3人	3人	3人
障害児相談支援	111人	123人	135人
医療的ケア児に対する関連分野 の支援を調整するコーディネー ターの配置人数	0人配置	0人配置	2人配置

※ 人日分＝(月間の利用人員数)×(1人1月当たりの平均利用日数)

※ 上記の数値は1月当たりの必要見込量

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
精神障がい者の地域移行支援	4人	5人	7人
精神障がい者の地域定着支援	1人	2人	3人
精神障がい者の共同生活援助	7人	9人	10人
精神障がい者の自立生活援助	0人	0人	2人

※ 上記の数値は1年当たりの必要見込量

《数値目標》

障がい保健福祉圏域名；西都児湯

○訪問系サービス

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	3,826 時間分 209 人	4,015 時間分 218 人	4,211 時間分 226 人

○日中活動系サービス

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
生活介護	6,910 人日分 351 人	7,049 人日分 358 人	7,176 人日分 365 人
自立訓練（機能訓練）	218 人日分 10 人	241 人日分 11 人	241 人日分 11 人
自立訓練（生活訓練）	394 人日分 23 人	394 人日分 23 人	371 人日分 22 人
就労移行支援	1,108 人日分 64 人	1,199 人日分 69 人	1,213 人日分 70 人
就労継続支援（A型）	1,655 人日分 109 人	1,752 人日分 115 人	1,854 人日分 122 人
就労継続支援（B型）	5,852 人日分 314 人	5,933 人日分 318 人	6,030 人日分 323 人
就労定着支援	24 人	27 人	31 人
療養介護	58 人	58 人	58 人
短期入所（福祉型）	297 人日分 55 人	316 人日分 58 人	329 人日分 61 人
短期入所（医療型）	114 人日分 18 人	130 人日分 21 人	145 人日分 23 人

○居住系サービス

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
自立生活援助	9人	9人	11人
共同生活援助	152人	159人	166人
施設入所支援	207人	208人	207人
地域生活支援拠点等 (設置箇所数と検証・検討の実施回数)	1箇所 1回	4箇所 4回	7箇所 7回

○相談支援

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
計画相談支援	251人	266人	283人
地域移行支援	5人	5人	6人
地域定着支援	6人	7人	9人

○障害児通所支援・障害児入所支援・障害児相談支援等

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
児童発達支援	993人日分 101人	1,091人日分 111人	1,186人日分 121人
医療型児童発達支援	47人日分 3人	47人日分 3人	54人日分 4人
放課後等デイサービス	3,454人日分 219人	3,678人日分 234人	3,929人日分 251人
保育所等訪問支援	23人日分 14人	27人日分 16人	31人日分 18人
居宅訪問型児童発達支援	12人日分 3人	12人日分 3人	12人日分 3人
福祉型児童入所支援	7人	7人	7人
医療型児童入所支援	2人	2人	2人
障害児相談支援	113人	126人	143人
医療的ケア児に対する関連分野 の支援を調整するコーディネー ターの配置人数	1人配置	1人配置	4人配置

※ 人日分 = (月間の利用人員数) × (1人1月当たりの平均利用日数)

※ 上記の数値は1月当たりの必要見込量

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
精神障がい者の地域移行支援	4人	4人	4人
精神障がい者の地域定着支援	3人	3人	3人
精神障がい者の共同生活援助	11人	12人	13人
精神障がい者の自立生活援助	3人	3人	3人

※ 上記の数値は1年当たりの必要見込量

《数値目標》

障がい保健福祉圏域名：日向入郷

○訪問系サービス

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	9,453 時間分 209 人	9,725 時間分 216 人	10,005 時間分 223 人

○日中活動系サービス

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
生活介護	9,792 人日分 297 人	10,088 人日分 302 人	10,396 人日分 307 人
自立訓練（機能訓練）	261 人日分 9 人	274 人日分 10 人	287 人日分 10 人
自立訓練（生活訓練）	411 人日分 23 人	461 人日分 25 人	490 人日分 26 人
就労移行支援	328 人日分 16 人	362 人日分 18 人	397 人日分 19 人
就労継続支援（A型）	1,623 人日分 78 人	1,725 人日分 82 人	1,807 人日分 85 人
就労継続支援（B型）	6,612 人日分 293 人	6,961 人日分 305 人	7,326 人日分 319 人
就労定着支援	3 人	3 人	3 人
療養介護	22 人	22 人	22 人
短期入所（福祉型）	436 人日分 48 人	465 人日分 51 人	494 人日分 55 人
短期入所（医療型）	39 人日分 7 人	43 人日分 8 人	48 人日分 8 人

○居住系サービス

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
自立生活援助	4人	5人	5人
共同生活援助	158人	165人	171人
施設入所支援	170人	167人	165人
地域生活支援拠点等 (設置箇所数と検証・検討の実施回数)	5箇所 5回	5箇所 5回	5箇所 5回

○相談支援

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
計画相談支援	337人	364人	391人
地域移行支援	2人	3人	4人
地域定着支援	2人	3人	4人

○障害児通所支援・障害児入所支援・障害児相談支援等

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
児童発達支援	990人日分 59人	1,091人日分 63人	1,197人日分 67人
医療型児童発達支援	20人日分 2人	20人日分 2人	20人日分 2人
放課後等デイサービス	1,916人日分 114人	2,128人日分 122人	2,355人日分 130人
保育所等訪問支援	10人日分 6人	12人日分 7人	14人日分 8人
居宅訪問型児童発達支援	12人日分 2人	12人日分 2人	14人日分 3人
福祉型児童入所支援	5人	5人	5人
医療型児童入所支援	4人	4人	4人
障害児相談支援	67人	77人	86人
医療的ケア児に対する関連分野 の支援を調整するコーディネー ターの配置人数	3人配置	4人配置	5人配置

※ 人日分＝(月間の利用人員数)×(1人1月当たりの平均利用日数)

※ 上記の数値は1月当たりの必要見込量

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
精神障がい者の地域移行支援	4人	5人	6人
精神障がい者の地域定着支援	4人	5人	6人
精神障がい者の共同生活援助	27人	29人	31人
精神障がい者の自立生活援助	5人	6人	6人

※ 上記の数値は1年当たりの必要見込量

《数値目標》

障がい保健福祉圏域名：宮崎県北部

○訪問系サービス

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	5,516 時間分 261 人	5,710 時間分 273 人	5,899 時間分 284 人

○日中活動系サービス

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
生活介護	10,226 人日分 550 人	10,504 人日分 565 人	10,855 人日分 584 人
自立訓練（機能訓練）	114 人日分 5 人	114 人日分 5 人	114 人日分 5 人
自立訓練（生活訓練）	247 人日分 16 人	262 人日分 17 人	276 人日分 18 人
就労移行支援	436 人日分 24 人	506 人日分 28 人	559 人日分 31 人
就労継続支援（A型）	1,423 人日分 72 人	1,562 人日分 79 人	1,742 人日分 88 人
就労継続支援（B型）	7,801 人日分 423 人	8,182 人日分 444 人	8,633 人日分 469 人
就労定着支援	15 人	15 人	16 人
療養介護	38 人	38 人	38 人
短期入所（福祉型）	532 人日分 67 人	602 人日分 77 人	602 人日分 77 人
短期入所（医療型）	8 人日分 3 人	12 人日分 4 人	12 人日分 4 人

○居住系サービス

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
自立生活援助	5人	9人	14人
共同生活援助	220人	228人	239人
施設入所支援	272人	271人	270人
地域生活支援拠点等 (設置箇所数と検証・検討の実施回数)	4箇所 4回	4箇所 4回	4箇所 4回

○相談支援

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
計画相談支援	241人	243人	250人
地域移行支援	6人	8人	10人
地域定着支援	4人	5人	7人

○障害児通所支援・障害児入所支援・障害児相談支援等

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
児童発達支援	1,712人日分 107人	1,744人日分 109人	1,777人日分 112人
医療型児童発達支援	0人日分 0人	0人日分 0人	1人日分 1人
放課後等デイサービス	4,027人日分 252人	4,267人日分 267人	4,543人日分 284人
保育所等訪問支援	12人日分 5人	14人日分 6人	17人日分 8人
居宅訪問型児童発達支援	10人日分 3人	13人日分 4人	16人日分 5人
福祉型児童入所支援	13人	13人	13人
医療型児童入所支援	6人	6人	6人
障害児相談支援	130人	140人	151人
医療的ケア児に対する関連分野 の支援を調整するコーディネー ターの配置人数	2人配置	3人配置	4人配置

※ 人日分＝(月間の利用人員数)×(1人1月当たりの平均利用日数)

※ 上記の数値は1月当たりの必要見込量

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

区分	令和3年度 (2022年3月末)	令和4年度 (2023年3月末)	令和5年度 (2024年3月末)
精神障がい者の地域移行支援	5人	6人	8人
精神障がい者の地域定着支援	4人	5人	7人
精神障がい者の共同生活援助	85人	88人	93人
精神障がい者の自立生活援助	4人	6人	9人

※ 上記の数値は1年当たりの必要見込量

(2) 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び障害児支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

《取組方法等》

◎ 指定障害福祉サービス

① 訪問系サービス・日中系サービス等の提供体制の整備及び質的・量的充実

地域で生活する障がい者等が、可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられるよう、市町村や関係機関等と連携しながら、訪問系サービスや日中系サービスなどのサービス提供体制の整備を図るとともに、事業所等に対する指導・助言、サービス提供に係る人材の研修等を通じ、サービスの質的・量的充実を図ります。

② 居住系サービスの拡充

障がい者が住み慣れた地域社会の中で自立した生活が送れるよう、また、施設入所者が地域生活へ移行できるよう、グループホームの拡充を積極的に推進します。

◎ 指定地域相談支援、指定計画相談支援

地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の活用による地域移行の推進や在宅の障がい者の地域生活の支援を行うため、研修等を通じた制度の普及促進を図ります。

計画相談支援については、サービス等利用計画の対象者の拡大等に対応した計画的な人材育成を進めるとともに、相談支援の質の向上に取り組みます。

また、共生社会の実現に寄与することを目指し、地域自立支援協議会を通じた地域の社会資源の開発や基幹相談センターの設置を促進するとともに、その担い手となる地域のリーダー養成に取り組みます。

◎ 障がい児支援

小学校就学前の障がい児を対象とした児童発達支援や就学児を対象とした放課後等デイサービスの事業所はいずれも増加傾向にあるものの、地域や支援内容に偏在がみられることから、より身近な地域で障がい種別や年齢の別に応じた良質な支援が受けられるよう、市町村等の関係機関と連携しながら、特に事業所が少ない地域における開設促進に向けた指導・助言を行うとともに、各種の研修などを通じて障がい児支援に携わる人材の育成に努め、障がい児支援の質と専門性の向上とサービスの均てん化を図ります。

児童発達支援センターについては、障がいの重度・重複化や多様化に対応するため、職員の研修などにより専門的機能の強化を図るとともに、地域における中核的支援施設と位置づけ、地域の児童発達支援や放課後等デイサービスを実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障がい児支援体制の構築を目指します。

障害児入所支援については、入所している児童が十八歳以降も適切な場所で適切な支援が受けることができるよう、県や市町村に加え、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関の連携を図ります。

4 指定障害福祉サービス等の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置

(1) サービス提供に係る人材の研修

障害福祉サービス等が適切に提供されるためには、サービス等に従事する人材を質・量ともに確保することが重要です。

そのため、障がい者施策の動向に適切に対応しながら、相談支援従事者研修やサービス管理責任者研修を計画的に実施するとともに、喀痰吸引等の業務を行うことができる人材の育成等に、引き続き取り組んでいきます。

また、行動障がいのある方に対しては、障がい特性の理解に基づく特に専門的な支援が必要なことから、強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修・実践研修）を実施します。

(2) 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価

施設におけるサービスの内容や提供体制等について、利用者の視点で評価を行う福祉サービス第三者評価事業を促進し、障がい者が良質な福祉サービスを気軽に利用できる環境づくりを推進します。

(3) 障がい者等に対する虐待の防止

平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、市町村や労働局等の関係機関との連携を図り、県障がい者権利擁護センターを拠点として、障がい者やその家族への専門的な相談の提供、事業者・市町村職員に対する研修や支援の実施、事業者への適切な指導監査等を通じ、障がい者等に対する虐待の防止を図るとともに、権利擁護に関する意識の啓発に努めます。

5 障がい者の安全・安心の確保及び生活の質の向上に資するための取組

(1) 障がい者等に対する虐待の防止（再掲）

相談支援専門員研修及びサービス管理責任者等研修を通じて、相談支援専門員やサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等に対する、虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合に通報を行うなどの意識の啓発を図ります。

また、障害福祉サービス事業所等の設置者や管理者に対しては、集団指導等により、障がい者虐待防止・権利擁護研修の受講の徹底及び虐待防止委員会の設置の促進等に努めます。

(2) 意思決定支援の促進

相談支援専門員研修及びサービス管理責任者等研修を通じて、意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施するとともに、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対して普及・啓発を図ります。

(3) 障がい者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

障がい者の文化芸術活動を支援するセンター等により、芸術文化活動に取り組む障がい者や指導者・支援団体等の活動をサポートし、障がい者の自立と社会参加意欲の向上に努めます。また、令和3年(2021年)に本県での開催が決定している「全国障害者芸術・文化祭」に向けて、県民の障がい者芸術文化活動に対する関心を高め、県全体でイベントを成功させようとする機運の醸成を図ります。

(4) 障がいを理由とする差別の解消の促進

「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」に基づき、障がい及び障がい者への理解を深めるための広報、啓発活動を行うとともに、市町村の相談窓口担当職員等に対する研修を実施し、障がい者及びその家族等からの障がいを理由とする差別に関する相談体制の充実を図ります。

(5) 施設等における防犯・防災対策の強化・充実

指定障害福祉サービス事業所への集団指導等により、地域共生社会の考え方にに基づき、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性を構築するよう促すとともに、施設等の防犯・防災対策の強化・充実へ繋がる有効な取組等について情報提供等を行います。

また、県では、災害時において一般の方にとどのように配慮してほしいかなど当事者の声を反映させ作成した改訂版「障がい者・高齢者のための防災マニュアル」により普及啓発に努めます。

(6) 共生型サービスへの積極的な対応促進

障がい者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくすることや福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から、障害福祉又は介護保険のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくする「共生型サービス」が平成30年4月から新たに創設されました。

新規事業者については、指定に係る事前相談において適切な助言を行うとともに、介護保険部門とも連携し、事業者の共生型サービスへの積極的な対応促進を図ります。

(7) 障害福祉サービス等の情報公表制度の活用

障害福祉サービス等を提供する事業所数が増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっています。

このため、障害福祉サービス事業所等に対して、基本情報（所在地、従業員数、営業時間、事業内容等）及び運営情報（関係機関との連携、苦情対応の状況、安全管理等の取組等）などの報告を求め、報告された内容を県のホームページ等で公表する障害福祉サービス等情報公表制度が平成30年4月から新たに創設されました。

事業者に対して制度の周知を図るとともに、より多くの利用者や相談支援専門員等が当該制度を活用できるよう、利活用しやすい仕組み作りや普及及び啓発に向けて取り組めます。

6 県地域生活支援事業の実施に関する事項

(1) 専門性の高い相談支援事業

① 発達障害者支援センター運営事業

《数値目標等》

項 目	3年度	4年度	5年度
	(2022年3月末)	(2023年3月末)	(2024年3月末)
実施見込み箇所数	3か所	3か所	3か所
実利用見込み者数	1,250人	1,250人	1,250人

《取組方法等》

発達障がいに関する様々な問題について、発達障がいのある人とその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、福祉、保健、医療、教育、就労等の各分野の関係機関と更なる連携を図り、協力して支援に取り組みます。

また、地域で相談支援を行う児童発達支援センター等のバックアップ支援を行います。

② 障害者就業・生活支援センター事業

《数値目標等》

項 目	3年度	4年度	5年度
	(2022年3月末)	(2023年3月末)	(2024年3月末)
支援登録者数（累計）	4,700人	4,900人	5,100人
就職者数	400人	420人	440人

《取組方法等》

労働・福祉・教育の各行政機関、市町村、民間事業者、障がい者団体等関係機関及び7か所の各センター間の連携のもと、障がい者に対して、就業面、生活面の一体的な支援を行うとともに、企業に対しては雇用に関するアドバイスや各種助成制度などの情報提供を行います。

③ 高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業

《数値目標等》

項 目	3年度	4年度	5年度
	(2022年3月末)	(2023年3月末)	(2024年3月末)
実施見込み箇所数	2か所	2か所	2か所

《取組方法等》

総合相談・支援機関である県身体障害者相談センターと、医学的支援・拠点機関である宮崎大学医学部が連携して、相談支援や普及・啓発・研修事業のほか、家族会への支援等を行います。

また、診断やリハビリの受入可能な医療機関に、支援協力病院として登録してもらい、情報提供や研修会の実施など、地域での支援ネットワークを充実させる取組を行います。

④ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業

《数値目標等》

項 目	3年度	4年度	5年度
	(2022年3月末)	(2023年3月末)	(2024年3月末)
実養成講習修了見込み者数	30人	30人	30人

《取組方法等》

保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、保育所、学校等の各関係機関の支援を調整する相談支援専門員等に対し、医療的ケアに関する基礎知識等の講義や演習を行い、医療的ケア児等コーディネーターとして養成します。

(2) 専門性の高い意志疎通支援を行う者の養成研修事業

① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

《数値目標等》

項 目	3年度	4年度	5年度
	(2022年3月末)	(2023年3月末)	(2024年3月末)
実養成講習修了見込み者数	130人	133人	135人

《取組方法等》

聴覚障がい者等の福祉に理解と熱意を有する者に対し、手話通訳・要約筆記の指導を行い、手話通訳者等又は要約筆記者を養成します。

② 点訳・朗読奉仕員養成事業

《数値目標等》

項 目	3 年度	4 年度	5 年度
	(2022 年 3 月末)	(2023 年 3 月末)	(2024 年 3 月末)
実養成講習修了見込み者数	17 人	17 人	18 人

《取組方法等》

視覚障がい者等の福祉に理解と熱意を有する者に対し、点訳・朗読の指導を行い、点訳奉仕員又は朗読奉仕員を養成します。

③ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

《数値目標等》

項 目	3 年度	4 年度	5 年度
	(2022 年 3 月末)	(2023 年 3 月末)	(2024 年 3 月末)
実養成講習修了見込み者数	12 人	12 人	13 人

《取組方法等》

盲ろう者の自立と社会参加に理解と熱意を有する者に対し、コミュニケーション支援及び移動介助の技術に関する指導を行い、通訳・介助員を養成します。

(3) 専門性の高い意志疎通支援を行う者の派遣事業

① 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

《数値目標等》

項 目	3 年度	4 年度	5 年度
	(2022 年 3 月末)	(2023 年 3 月末)	(2024 年 3 月末)
実利用見込み者数	9 人	9 人	10 人

《取組方法等》

視覚機能と聴覚機能に障がいを併せ持つ重度重複障がい者に対して、コミュニケーション支援及び移動介助の技術を習得した通訳・介助員を派遣します。

(4) 広域的な支援事業

① 県自立支援協議会

《数値目標等》

項 目	3年度	4年度	5年度
	(2022年3月末)	(2023年3月末)	(2024年3月末)
開催見込み回数（部会）	4回	5回	6回

《取組方法等》

本計画を踏まえ、共生社会の実現に寄与することを目指し、県内の実情に応じた障がい者等への支援体制の整備を図るため、地域自立支援協議会と連携し地域の実態把握に努めるとともに、専門部会の活動を強化し、相談支援、地域生活支援、人材育成などの広域的な課題の調整や検討を行います。

② 都道府県相談支援体制整備事業

《数値目標等》

項 目	3年度	4年度	5年度
	(2022年3月末)	(2023年3月末)	(2024年3月末)
アドバイザーの派遣回数	6回	9回	14回

《取組方法等》

共生社会の実現に寄与することを目指し、地域自立支援協議会の活動を通じた、基幹相談支援センターの設置を含めた地域生活支援拠点等の整備や困難事例への対応等による県内の相談支援体制の整備を進めるため、県自立支援協議会の相談支援部会を中心に、県のアドバイザーを地域自立支援協議会に派遣し、助言等を行います。

③ 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

《数値目標等》

項 目	3年度	4年度	5年度
	(2022年3月末)	(2023年3月末)	(2024年3月末)
協議会の開催見込み数	8回	8回	8回
研修参加人数	150人	150人	150人

《取組方法等》

保健所ごとに精神障がい者地域移行支援協議会を開催し、地域における社会資源の把握や、精神障がい者の支援に必要な技術や知識の普及啓発を行います。

また、精神障がい者の地域生活への移行のための適切な支援体制を整備するため、関係機関向けの研修会を実施し、人材育成に努めます。

7 県障がい福祉計画の達成状況の点検及び評価

本計画に盛り込んだ目標等については、定期的に実績を把握し、障がい者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、本計画の中間評価として分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、本計画の変更、事業の見直し等の措置を講じます。

また、その際には、関係行政機関、学識経験者、障がい者団体で構成される「宮崎県障害者施策推進協議会」に報告し、その意見等を踏まえ、計画の効果的な推進に努めます。

資 料

1 国の基本指針

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点において福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和5年度年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

なお、施設入所者数の設定に当たっては、継続入所者（指定知的障害児施設等から指定障害者支援施設等へ移行した施設に引き続き入所している18歳以上の障がい者）を除いて設定する。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障がい者（精神病床への入院後1年以内に退院した者に限る。）の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上の1年以上長期入院患者数、65歳未満の1年以上長期入院患者数）、精神病床における早期退院率（入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率、入院後1年時点の退院率）に関する目標値を次に掲げるとおり設定することとする。

目標値の設定に当たっては、令和5年度における目標値を設定する。退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。入院後3か月時点の退院率については、69%以上とし、入院後6か月時点の退院率については、86%以上とし、入院後1年時点の退院率については、92%以上とすることを基本とする。また、1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）については、国の掲げる式により算定した数を目標値として設定する。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、令和5年度末までの間各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

(補足) 国の基本指針における地域生活支援拠点等に関する記述

- ・ また、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。
- ・ 上記に掲げる体制の整備による地域生活支援の機能をさらに強化するため、各地域内で、それらの機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点（地域生活支援拠点）の整備と必要な機能の充実を図る。
- ・ また、地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（面的な体制）の整備を行う場合には、個々の機関が有機的な連携の下に障がい者等に対する支援を確保していることが必要である。
- ・ 地域生活支援拠点等の整備については、地域レベルでの取組の基礎とするため、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、課題に応じてどのような機能をどの程度備えるべきかについて、障害福祉サービスや相談支援等のニーズ、既存の障害福祉サービスや相談支援等の整備状況、基幹相談支援センターの設置状況等地域の実情に応じて、地域生活支援拠点等として在るべき姿を検討することが求められる。検討に当たっては、協議会等を十分に活用することが必要である。

また、地域生活支援拠点等を運用していく中で明らかになった課題、例えば、現状の地域生活支援拠点等だけでは対応が困難な地域や障害種別、障害特性等については、協議会等を活用することで情報を共有し、機能を補完する方策の検討や関係者への研修の実施等を通じて、地域生活支援拠点等が整備された後も地域のニーズや課題に応えられているか、機能の水準や充足状況は十分であるかについて継続的に検証及び検討を行うことで、障害者やその家族等の生活を地域全体で支える中核としての役割を担うに相応しい体制を整備する必要がある。

当該検証及び検討に当たっては、地域生活支援拠点等に関与する全ての機関及び人材の有機的な連携を図ることを意識するとともに、都道府県障害福祉計画とも調和が保たれたものとする必要がある。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。この際、

就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。

具体的には、就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。また、就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援A型事業について令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指すこととする。

また、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう。以下同じ。）に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

また、これらに加えて、就労支援について、次に掲げる事項を令和5年度の活動指標として設定して取り組むことが適当である。

- ・ **就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行**
令和5年度において、就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数の見込みを設定する。
- ・ **職業訓練の受講**
令和5年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が職業訓練を受講することができるよう、受講者数の見込みを設定する。
- ・ **公共職業安定所への誘導**
令和5年度において、福祉施設を利用する者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることができるよう、公共職業安定所へ誘導する利用者数の見込みを設定する。
- ・ **障害者就業・生活支援センターへの誘導**
令和5年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が障害者就業・生活支援センターの支援を受けることができるよう、障害者就業・生活支援センターへ誘導する利用者数の見込みを設定する。

- ・ **公共職業安定所による支援**

令和5年度において、福祉施設の利用者のうち、公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数の見込みを設定する。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針に即して、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも一カ所以上設置することを基本とするとともに、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

また、県において、令和5年度末までに、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。

さらに、令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも一カ所以上確保することを基本とする。

また、令和5年度末までに、県、各圏域及び各市町村において、保健、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討する。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要である。そのため、都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となる。そこで、これらの取組を通じて利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

2 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び障害児支援の種類ごとの数値目標の設定の考え方

◎ 本計画におけるサービス等の必要見込量は、市町村障がい福祉計画の数値を集計したものです。

(1) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）

現在の利用者数、近年の利用者数の伸び、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、見込量を定めています。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護・自立訓練（機能訓練）

現在の利用者数、近年の利用者数の伸び、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、見込量を定めています。

② 自立訓練（生活訓練）

現在の利用者数、近年の利用者数の伸び、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、見込量を定めています。

③ 就労移行支援

現在の利用者数、近年の利用者数の伸び、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、見込量を定めています。

④ 就労継続支援（A型・B型）

現在の利用者数、近年の利用者数の伸び、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（A型・B型）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、見込量を定めています。

⑤ 就労定着支援

障がい者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案し

て、見込量を定めています。

⑥ 療養介護

現在の利用者数、近年の利用者数の推移、障がい者等のニーズ等を勘案して、見込量を定めています。

⑦ 短期入所（ショートステイ）

現在の利用者数、近年の利用者数の伸び、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、見込量を定めています。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、見込量を定めています。

② 共同生活援助（グループホーム）

現在の利用者数、近年の利用者数の伸び、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、見込量を定めています。

③ 施設入所支援

令和元年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、見込量を定めています。

(4) 指定地域相談支援、指定計画相談支援

「指定地域相談支援」

① 地域移行支援

施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、見込量を定めています。

② 地域定着支援

単身である障がい者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者の

うち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、見込量を定めています。

③ 指定計画相談支援

障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘案して、見込量を定めています。

(5) 障害児支援

① 児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援

地域における児童の数の推移、現在の利用児童数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所等での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援等の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、見込量を定めています。

② 医療型児童発達支援

地域における児童の数の推移、現在の利用児童数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所等での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、見込量を定めています。

③ 居宅訪問型児童発達支援

地域における児童の数の推移、現在の利用児童数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、見込量を定めています。

④ 福祉型児童入所支援・医療型児童入所支援

地域における児童の数の推移、現在の利用児童数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、見込量を定めています。

⑤ 障害児相談支援

地域における児童の数の推移、現在の利用児童数等、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、見込量を定めています。

⑥ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定しています。

3 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び障害児支援の事業内容

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護（ホームヘルプ）

入浴、排泄、食事の介護等、自宅での生活全般にわたる援助サービスを提供します。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者等であって、常時介護を要する人を対象に、自宅での入浴、排泄、食事の介護や外出時の移動支援など総合的なサービスを提供します。

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

④ 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより、行動上、著しい困難を有する障がい者（児）を対象に、行動の際に生じる危険回避のための援護や外出時の移動支援サービスを提供します。

⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を要する重度の障がい者、または、障がい児であって、その介護の必要の程度が著しく高い人を対象に、居宅介護をはじめとする福祉サービスの包括的支援を行います。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護を要する障がい者を対象に、主として日中に障害者支援施設などで行われる、入浴、排泄、食事の介護や、創作的活動、または、生産活動の機会の提供等を行います。

② 自立訓練（機能訓練）

身体障がい者に対し、地域生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能、日常生活能力向上のための訓練等を行います。

③ 自立訓練（生活訓練）

知的障がい者又は精神障がい者に対し、地域生活を営むことができるよう、一定期間、日常生活能力の維持・向上のための訓練等を行います。

④ 就労移行支援

一般就労等を希望する障がい者に対し、一定期間、生産活動やその他の活動の機会を提供し、就職に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行います。

⑤ 就労継続支援（A型）

一般企業での雇用が困難な障がい者に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供し、一般就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行います。

⑥ 就労継続支援（B型）

一般企業での雇用が困難な障がい者、一定年齢に達している障がい者等に対し、一定の賃金水準のもとで、就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持のために必要な訓練等を行います（雇用契約は結ばない）。

⑦ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

⑧ 療養介護

医療を必要とし、常時介護を要する障がい者に対し、病院等への長期入院による医学的管理の下、日中に食事や入浴、排泄等の介護や、日常生活上の支援等を行います。

⑨ 短期入所（ショートステイ）

介護者が病気の場合等に、障がい者を障害者支援施設等に短期間の入所をさせ、入浴、排泄、食事の介護等のサービス提供を行います。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。

② 共同生活援助（グループホーム）

障がい者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排泄又は食事の介護等のサービスの提供を行います。

③ 施設入所支援

施設に入所する障がい者に対し、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等のサービス提供を行います。

(4) 相談支援事業

① 基本相談支援

地域の障がい者（児）の福祉に関する問題について、障がい者や障がい児の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。

② 地域相談支援

「地域移行支援」

障害者支援施設の入所者や精神科病院に入院している精神障がい者を対象とし、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。

「地域定着支援」

居宅において単身で生活する障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等における相談支援を行います。

③ 計画相談支援

「サービス利用支援」

介護給付費等の支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成します。また、支給決定又は変更後、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整や計画作成を行います。

「継続サービス利用支援」

国が定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。また、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整、支給決定又は支給決定の変更に係る申請を勧奨します。

(5) 障害児支援

① 児童発達支援

小学校就学前の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

② 医療型児童発達支援

肢体不自由のある児童等に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技

能の付与、集団生活への適応訓練及び治療等を行います。

③ 放課後等デイサービス

就学している障がい児に対し、放課後や学校休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。

④ 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や、知識技能の付与等の支援を行います。

⑤ 保育所等訪問支援

保育所等を利用する障がい児や保育所等のスタッフに対し、集団生活への適応や保育所等の安定した利用を促進するために、保育所等を訪問して専門的な支援を行います。

⑥ 福祉型障害児入所支援

障がいのある児童を入所させて保護するとともに、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。

⑦ 医療型障害児入所支援

障がいのある児童を入所させて保護するとともに、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

⑧ 障害児相談支援

障がい児や保護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や援助を行うほか、障害児支援利用計画の作成等を行います。

4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平成 17 年法律第 123 号) (抄)

(都道府県障害福祉計画)

第八十九条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
 - 四 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 都道府県障害福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 三 指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 四 前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び同項第四号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 都道府県障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 5 都道府県障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 6 都道府県障害福祉計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画と相まって、精神科病院に入院している精神障害者の退院の促進に資するものでなければならない。
- 7 都道府県は、協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

- 8 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。
- 9 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

5 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抄）

〔都道府県障害児福祉計画〕

第三十三条の二十二 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- ② 都道府県障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 当該都道府県が定める区域ごとの各年度の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
 - 三 各年度の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数
- ③ 都道府県障害児福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の区域ごとの指定通所支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の区域ごとの指定通所支援又は指定障害児相談支援の質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 三 指定障害児入所施設等の障害児入所支援の質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 四 前項第二号の区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項
- ④ 都道府県障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- ⑤ 都道府県障害児福祉計画は、障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- ⑥ 都道府県は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- ⑦ 都道府県は、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。
- ⑧ 都道府県は、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。